労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、北海道区域の使用者を代表する地方調整委員である坪田清美氏の任期が平成25年10月31日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成25年９月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成25年10月４日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名又は特定独立行政法人名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

北海道区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

地方自治事項

横　浜　市

選挙

八月二十五日市長の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

林　　文子（無所属）（女）

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県成田市不動ケ岡1970番地７**ダイモクエネルギーカンパニー株式会社**の千葉県富里市七栄110番地１ダイモクエネルギーカンパニー七栄太陽光発電所、千葉県富里市十倉297番地２ダイモクエネルギーカンパニー十倉太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年９月５日

千葉地方法務局成田出張所

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エフピーリンク株式会社

２．住所　東京都港区南青山１―４―17美松ビル８階

３．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　健嗣

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第631号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月５日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　有限会社フューチャー出版

２．住所　東京都中央区新川１―30―７

３．代表者の氏名　代表取締役　橋本　明男

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1018号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月５日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　パーマルジャパン株式会社

２．住所　東京都千代田区内幸町１―１―７ＮＢＦ日比谷ビル22階

３．代表者の氏名　代表取締役　川井　將裕

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2335号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月５日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Ｉｎｔｅｒｔｒｕｓｔ　Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社

２．住所　東京都港区六本木６―２―７

３．代表者の氏名　代表取締役　フィリップス・マーティン・ジョン

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2341号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月５日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　パルナッソス・インベストメント・ストラテジーズ株式会社

２．住所　東京都世田谷区等々力７―17―10

３．代表者の氏名　代表取締役　宮島　秀直

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2598号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月５日

関東財務局長　坂本　正喜